

以下のページの「質問と回答」は、個人情報保護委員会から福島瑞穂議員事務所を通じて、2023年10月16日に届いたものです。

問1 令和4年10月にデジタル庁が特定個人情報保護評価書の見直しを提出しているにもかかわらず、調査報告と指導文書に記載されていない理由は何か。調査でこの見直しを把握していなかったのか。把握していたとしたら、それを記載しなかった理由はなにか。

(答)

- 令和4年10月のデジタル庁による特定個人情報保護評価の再実施については、当委員会としても承認したものであり、把握しています。

- 当該再実施は、公金受取口座事務に関する評価書について、口座登録法及び口座管理法の法改正に伴い、次の事務を実施するために行われたものです。
 - ・ 本人からの公金受取口座のみなし登録を金融機関及び預金保険機構を経由してデジタル庁が受け付け、口座情報登録・連携システムに公金受取口座を登録する
 - ・ 本人からの付番の申出に基づき個人番号や口座情報等を入手して、預金保険機構に提供する

- 今回の公金受取口座の誤登録事案とは直接関連しないものであるため、御指摘の調査報告等には記載していません。

問2 調査報告によれば、デジタル庁は令和4年7月に豊島区、8月に盛岡市、その後4市区町村で誤登録が発生していることを把握していたにもかかわらず、令和4年10月に提出した特定個人情報保護評価書では「入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」について対策は十分であると記載しているが、このことをどう審査したのか。

(答)

- 令和4年10月にデジタル庁が提出し、当委員会が承認した公金受取口座事務に関する評価書は、口座登録法及び口座管理法の法改正に伴い、次の事務を実施するために再実施したものです。
 - ・ 本人からの公金受取口座のみなし登録を金融機関及び預金保険機構を経由してデジタル庁が受け付け、口座情報登録・連携システムに公金受取口座を登録する
 - ・ 本人からの付番の申出に基づき個人番号や口座情報等を入手して、預金保険機構に提供する

- 御指摘の「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」については、預金保険機構から公金受取口座情報を入手する際のリスク対策について、特定個人情報保護評価指針に基づき「妥当性」があると判断し、「特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。」等を指摘した上で、承認しています。

問3 特定個人情報保護評価の記載内容が事実かどうかの審査は行っているのか。記載内容が妥当かについて、システムの仕組みなどの技術的な評価は行われているのか。

(答)

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が特定個人情報（ファイル）を取扱う際の事前対応として自己評価を行うものであり、委員会においては評価実施機関が記載した評価書の内容に基づいて審査を行うものです。評価書に記載の内容については、当委員会において適合性及び妥当性の観点から審査しているところであり、評価実施機関は、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、評価書に記載した全ての措置を講ずるものとされています。
- また、特定個人情報保護評価指針に基づく審査の観点を踏まえ、
 - ・ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
 - ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か
 - ・ 当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか等の観点に照らして、システムに関する技術的な記載内容について、記載内容の妥当性を審査しています。

問4 事実と異なる特定個人情報保護評価書が提出された場合、是正されるまでその事務の実施を認めるべきではないと考えるが、今後「特定個人情報保護評価を適時・適切に実施する体制を、有効に機能させることが求められる」という緩やかな「指導」ととどめているのはなぜか。

(答)

- 御指摘の調査報告において、「デジタル庁は、事態を組織的かつ多角的に検討し、共用端末におけるログアウトが徹底されていないという実務上の実態から生じる誤登録のリスクと、これが頻発することにより大規模な漏えい

事態を発生させるリスクを、正しく認識した上でその対策等の見直し・検討を行うべきであったが、これを実施しておらず、当委員会の指摘に適う対応の実施状況について、その検証が必要である」として、「特定個人情報保護評価制度の趣旨及び当委員会の前記指摘に鑑み、デジタル庁は、前記評価書に記載したリスク対策につき不断の見直し・検討を行うとともに、今後、リスクを変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適時・適切に実施する体制を、有効に機能させることが求められる」旨、指摘しているところです。

- 今回の対応については、委員会において、事案の内容等を総合的に判断し、指導を行うこととしたものです。

問5 調査報告では、誤登録の問題点として「誤操作の発生を前提として、予め対策を講ずる考え方（フルプルーフ）」が何より重要（7-8頁）というような記載にとどまっているが、国会審議ではデジタル庁は発生原因として、当初は手続の最後にマイナンバーカードをかざして終了する仕組みにしていたが、マイナポイント第一弾でマイナンバーカードをかざす回数が多過ぎるという批判を受けて、最後にかざすことをやめる改修をしたことで別人の登録が発生してしまい、2023年4月に再び最後にかざす仕組みに改修したと具体的に説明している（第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会令和5年5月29日）。この原因が報告書に記載・分析されていないのはなぜか。

（答）

当委員会としては、マイナポータル経由での公金受取口座の登録に関して、令和4年6月以前においては、ログアウト時にもマイナンバーカードをかざして本人確認を行うこととなっていたという事実はないと承知しています。

御指摘の本年5月29日の参・地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における質疑については、マイナポイントアプリに関するものではないかと思われませんが、詳細は、デジタル庁等にお尋ねください。